

大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発事業にかかる 都市計画の決定について

1 板橋区都市計画審議会への付議

大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発事業にかかる都市計画について、都市計画法第19条に基づき、都市計画案及び都市計画法第17条に基づく都市計画の縦覧結果を、平成29年9月11日開催の第173回板橋区都市計画審議会に付議し、同審議会より、決定することについて異議なしとの答申を受けた。

(1) 都市計画案

- ・都市計画案 別添1
- ・大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発事業にかかる都市計画について 別添4
- ・東京都市計画地区計画 大山駅西地区地区計画（案）原案からの変更点 別添5、別添6

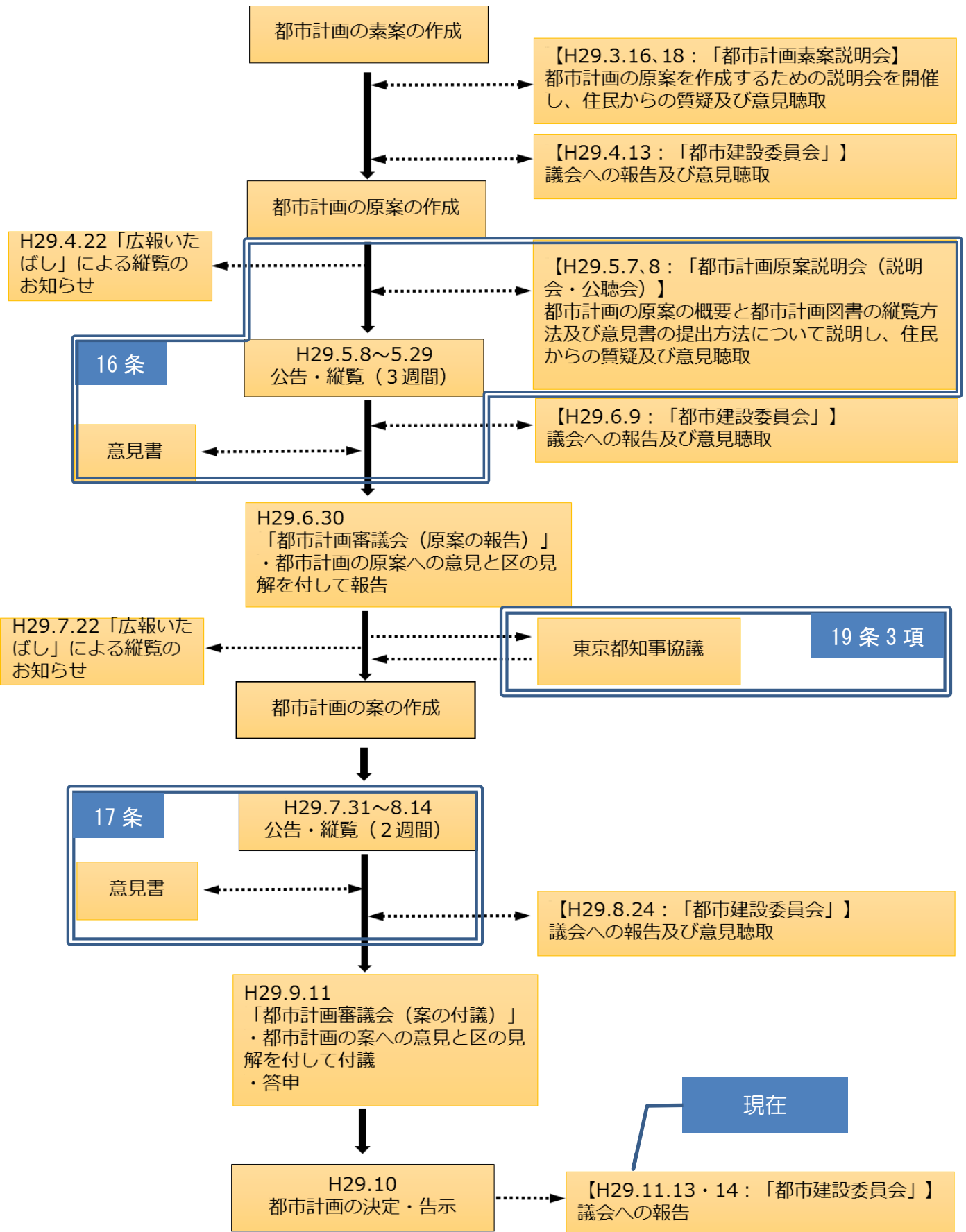
(2) 都市計画法第17条に基づく意見書

- ・都市計画法第17条に基づく都市計画の縦覧結果 別添2
- ・都市計画法第17条に基づく都市計画に関する意見一覧 別添3

2 都市計画決定告示日

平成29年10月10日

3 都市計画手続きの流れ



4 根拠法令

・都市計画法第 17 条

(都市計画の案の縦覧等)

第 1 項 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

第 2 項 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

・都市計画法第 19 条

(市町村の都市計画の決定)

第 1 項 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

第 2 項 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。